

2022年10月20日

子どもの権利および権利条約に関するアンケート調査報告書 【概要版】

日本子ども虐待防止学会

子どもの権利を守るワーキンググループ

子どもの権利主体性の保障や子どもの意見表明権の尊重といった児童福祉法の理念を実現するには、さまざまな専門職からなる本学会が、子どもの権利を基盤として、子ども虐待の防止に取り組むことは極めて重要であるといえる。そのためには、学会員が子どもの権利及び権利条約について十分な知見を有し、子どもの権利擁護の仕組みを活用し、子ども虐待防止の実践をさらに充実させていくことが求められる。

本学会に設置された「子どもの権利を守るワーキンググループ」は、子どもの権利に根差した子ども虐待防止活動を効果的に推進するにあたり、まずは学会員の子どもの権利及び権利条約の認知状況や取組み状況、課題を明らかにすることが必要であるとの認識のもとにアンケート調査を実施し、その結果を分析し提言を行った。以下、その概要を報告する。

なお、これらの考察に基づいて、当ワーキンググループは、今後、本学会が会員及び社会に向けて子どもの権利に関する啓発等の活動を行うための教材や資料、研修の内容、方法及びソーシャルアクションについて検討する予定である。

1. はじめに

回答数は284件、うち無効回答が2件であり、有効回答数は282件、回収率は9.9%であった。回答者全体としては、経験豊富な医療関係者、大学・研究所所属の会員が主たる回答者であるところから、すべての所属機関を対象に量的比較を行うことはせずに、児童相談所等、医療機関、児童福祉機関（児童養護施設、乳児院等）、民間団体、大学・研究所を主要機関として分析を試みた。

2. 児童相談所

児童相談所では業務の中で子どもの最善の利益や子どもの意見を踏まえることが意識されていた。一方市区町村では子どもの権利に関する研修機会が少ないことが指摘された。対応の上での課題としては、子どもの最善の利益の判断をめぐって、関係機関の間で見解が異なることや、子どもや保護者の意向と異なることなどが指摘された。子どもの意見表明を受け止めるための仕組みづくりについては、具体的なイメージが持ちにくく検討が進まない状況が見られた。今後は、関係機関間の意見調整の仕組みづくりや子どもの意見表明支援の具体的な取組みが求められる。

3. 医療機関

医療機関では、病院における子ども憲章などの掲示、虐待対策委員会や臨床倫理委員会の設置、各種カンファレンスなどにおける子どもの権利に根差した療養改善、親子分離面接や子どもへのインフォームドコンセントの実施など、病院独自の努力による取組みがなされていた。課題としては、機関内におけるスタッフ間の意見の相違、機関外においては児童相談所、教育機関との子どもの最善の利益に関する視点の相違などが挙げられた。2022年「医療における子ども憲章」が日本小児科学会で公開される予定である。この憲章を小児科のみならず精神科や耳鼻科、整形外科など子どもの医療全般に掲げ、子ども家族、医療スタッフを対象に広く、子どもの権利意識啓発につなげることで、病院機能評価項目に子ども関係医療機関における子どもの権利遵守に関する項目を設けること、多職種・他機関との連携のもと模擬ケースを提示した症例検討ワークショップの実施などが求められる。

4. 児童福祉施設(児童養護施設、乳児院等)

子どもの権利条約については、すべての回答者が読んだ経験(部分的を含む)があった。子どもの権利に関する研修の受講者は8割程度であった。また、児童養護施設は、第三者評価基準である子どもの権利擁護に関する取組みとして、子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組み、最善の利益に向けた養育支援などに努めていることが窺えた。本学会に対しては、子どもの権利啓発活動の一層の充実の必要性や人材育成のための取組みを求める意見が少なくなかった。

5. 民間団体等

民間団体は、それぞれの団体の活動内容に応じた差異があるものと解されるものの、子どもの意見表明権や最善の利益について、中核的な権利と理解されつつも内実の理解にばらつきが見られた。また、組織内部、関係機関との理解の齟齬もみられた。親権者対応等、適時適切に法的助言・支援を得られる体制も不足している。

司法分野では子どもの権利条約にのっとった司法運営とは言い難い面があった。

6. 大学・研究機関

全体として、子どもの権利・権利条約に関する認知は進んでいるものの、実際的、組織的な取組み例は少ない。現実に子どもや親とかかわる場面が少ないと推測されるところから、子どもの権利を守るうえで問題や困ったことが具体的に生じた場面についての記述は少ない。他方で、子どもの権利擁護を担う職種を養成する役割を担う機関として、授業等で子どもの権利や権利条約を取り上げる重要性を指摘する声もみられた。

7. 主な提言

学会に向けた提言

(1) 子どもの権利条約に関する研修の実施

①研修の実施

子どもの権利条約の基本原則を含む重要なポイントについて、学会員が認識を深め現場に活かせるよう、学会としての研修を実施すること。

②啓発活動の実施

子どもの権利条約及び子どもの権利の理解について、学会の内外に向けた啓発活動を行うこと。

③ソーシャルアクションの推進

子どもの権利擁護に関する立法、行政機構、児童虐待防止体制等の課題について学会として提言すること。

機関別提言

1. 機関共通の提言

- (1) 子どもの意見を尊重する仕組みを整えること。
- (2) 機関間相互の理解のための仕組みを整えること。

2. 各機関に向けた提言

(1) 区市町村

- ・ 区市町村子ども家庭相談部門職員への子どもの権利に関する研修をまずは充実し、子どもの意見を聴き尊重する取組みから始めていくこと。

(2) 児童相談所

- ・ 子どもの聴かれる権利や意見を表明する権利を保障するケア・養育・支援の提供に努めること。

(3) 教育機関

- ・ 学校・教育機関においては、各自治体が主催する初任者研修における必須の研修内容として児童虐待に関する研修を実施するとともに、教育機関の職員を養成する大学においても、必須のカリキュラムとして履修するようなシステムを構築すること。

(4) 医療機関

- ・ 2022年に公開予定である「医療における子ども憲章」を各医療機関で掲げ、またはリーフレットとして印刷・配布し、子ども・家族、医療スタッフを対象に広く、子どもの権利意識の啓発につなげること。

(5) 児童福祉施設(児童養護施設・乳児院等)

- ・ 子どもの聴かれる権利や意見を表明する権利を日常生活のあらゆる場面で保障するケア・養育・支援の提供に努めること。

(6) 民間団体

- ・ 子どもの意見表明権について、参加も含めた正確な理解を促進するとともに意見表明権が実質化される制度設計を各団体で行うこと。

(7) 法曹関係(裁判所等)

- ・ 子どもの権利条約にのっとった司法運営となっているかを検証し、子どもの意見表明権、子どもの最善の利益を確保するための制度改善を検討すること。

(8) 大学・研究所

- ・ 「虐待防止対策委員会」の設置、権利条約の掲出等、権利条約を活用している大学等を対象に、活用を進めるための方策や成果についてヒアリング調査を行い、得られた成果

を共有するとともに、活用の方法を提案すること。

以上